時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在れ事ありて折角の報道も其用を爲さゞると寄からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社より直接に郵便にて遞送するものに限り右定價の外に一箇月二十六錢の遞送料を申受く

時事新報廣告料前金

五號活字にて一行廿四字詰	一行二付一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	二厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	三厘
廿一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢九厘五毛
			五錢	五厘

時事新報

日本鐵道論は社友某君の起稿にして特に本社に寄せられたる者なり其英米兩國間鐵道の優劣を比較するの段に於て偶然之を視れば米國の鐵道を過賞しさるが如きの處あるに非ずと雖も飜て起稿者の眞意を糾ねるに立論の大旨只管公平不偏を旨としたるの證據は務て議論事例を米人の手に取ると避け却て反對なる英人の材料に就き彼此考證して本論を編したるに照しても明白なる可し特に日本い西洋に較べて貧國なるが故に鐵道の工事にも質素實用を第一とし成る可く少しの費本を以て成る可く多くの効用を買はざる可らずとの論意は日本の國狀に一段適切なりと思はれされば我輩之に贊成せざるを得ず唯其細目、一長一短の爭ひに至りては我輩實に不案内なる所なれども夫れも鐵道工事には世人の最も注目するの今日あれば此期に及んで之を世に公けにするは無益の業ならざる可しと信じ仍て併せ掲げて速日の社說に充つと云ふ

時事新報記者

日本鐵道論

今の日本は鐵道の敷設に忙はしき時節にして官線には東海道中山道の工事あり私線には日本鐵道會社の仙臺以北青森間は工事あり又關西には山陽道鐵道會社既に土工に着手し此他九州鐵道關西鐵道大坂鐵道等孰れも起工の準備整はざるなく而して東國地方に至りては兩毛鐵道は既に開業し水戸鐵道も遠からず落成と告ぐるの運びとなり其他甲武甲信山形の諸鐵道は株金と募集したるものあり測量と了りたるものあり或は又北越鐵道加州鐵道を始めとし其他全國各所に於て昨今敷設の計畫ある者殆んど枚挙に遑なければ今後の氣運隨て如何なるべきや掛念に堪へざる次第なり是に於て世人或い將來に注意し知の如く鐵道事業の一時に起らば流通資本は既に乏しく國者資本と爲り且つは外國より軌條、機關車等の買入れあるが爲め莫大の資金と渡いるゝと共に忽ち內國の恐慌を起し經濟上に大變動なかる可きやと憂ふる者なきに非ず抑も鐵道事業の盛ふるより時に或は恐慌なる可を期す可からざるは例へば英國にても千八百三十七年リヤプール、マンチェスタル間の鐵道落成したるに依り英人は俄に鐵道の利益を知る所から新しき投機者人の共間に出現奔走して僅か數ヶ月間に一百三十萬の新會社を出現し數年を出でざるに英國の眞なる鐵道い悉て鐵道を告げたれども是と同時に流通資本は既に乏しく國者資本に變ずたる爲め前古に稀れなる恐慌を起ずたるい現に世人の知る所なり左れば日本に於ても各線路略ぼ成るの頃ほひには或い一大恐慌の起るとなかる可きや否やは最も注意す可き問題にして我輩は是に關し聊か說なきに非ずと雖も左りとて恐慌萬一の異變を怖れて今日の急務の鐵道敷設を延ばす可きは尙は〳〵策の得たる者ならず故に恐慌の變に處するの方法は別に是ある者とまて爰には一日も早く其工事を急ぎ全國の運輸交通を利便ならしむると我鐵の風潮此上もなければ更に一歩を進めて日本の鐵道い西洋諸國中何れの工事に倣ふと得策ある可きやを研究せるは蓋し不用の問題に非ざる可し

鐵道は西洋文明の利器なれども國に依りて自らに適當なたる鐵道なきを得ず即ち英國の鐵道い自ら英國に適して佛蘭西の鐵道は又自ら佛蘭西に適もる者なる可し其他米國なり獨逸なり將た白耳義なり鐵道の全體に於ては一以て運輸交通を助くるの事業なるに相違なけれども其局部に亘りては多少の相違優劣なきと能はず左れば爰に日本の鐵道は其模形を何れに取る可きやと云ふに當りては先づ第一に日本の貧富如何を考へ次に建築工事の最も容易なる可き者を撰み以て今の急務に應せざる可からず然り而して西洋諸國の鐵道中日本に移して利益なる可きは英米兩國の鐵道おらんなれども倍進んで何れが能く我國に適當するやを臨定し其一方果して日本の利益ある者ならば銳意して之と採用も至難おれども左れども米國鐵道の英國鐵道よ較べて一鐵道敷設の必要を人に勸む可きの際よは非ずして單よ如何おる方法に由り又如何なる模形と取りて日本の鐵道を全成せしむ可きやを研究するの時限なれば我輩は更に進んで言ふ所なきを得ざるなり

英米兩國の鐵道を比較して一概に其優劣を斷定するは至難おれども左れども米國鐵道の英國鐵道よ較べて一種出色なりと云ふ所以は外ならず英國に於て始めて鐵道敷設の必要を人に勸む可きの際よは非ずして單よ軌條と敷き之に列車を運轉せしめたるはスチーヴンソン氏の功なりと雖も當時の意匠考案は今日の如く完成したるに非ざるは辨を俟たず彼のマンチェスタル、リヤプール間の工事は實よ近代の鐵道の起源にして以來數十年の間非常の進歩改良を經て以て今日に至りし次第おれば今と昔とを比較して大差あるは固より怪しむよ足らず元來事物進化の際に當りて百事舊慣に束縛せらるゝは勢の免かる可らざる所にして偖又舊慣に拘泥すれば從て新機軸と出だし新思想を攙んずる能わざるも亦自然の道理にして凡百の事業皆然る中に鐵道も其例に漏れざる證據を挙れば彼のスチーヴンソン氏が始めて之と敷設したる其際には當時の世に行はれ居たる乘合馬車の形を模して乘客の車を作り又其頃の炭山に使用したる石炭車と軌條に當嵌めて貨物を運轉したるまとにして即ち今日の鐵道に見る客車貨車の權輿離形おれば爾來おれに幾多の改良を加へたりと云ふと雖も其大本に於て既に乘合馬車石炭車の原形に束縛せられて舊慣を脫することと易からず假令へ他に奇想新工風あるも之に從て至極の車輛を作るの採合よ至らざるべしい實際に疑ふ可らず、加ふるに英人の氣質として着實保守の念固くして頗敏變通の機に乏しく一度び其守る所を定れば容易に舊を棄てゝ新を取るを好まざるより英國鐵道の進歩改良は案外に捗取らざりし者の如し、然るに之に反して合衆國は新規開拓の地なれば舊慣古例の束縛なく人智亦至て輕快にして變化に逐らはず乃ち鐵道の事業も模形を英國に仰ぎたるは勿論なれども新規の機軸を出し又新規れ便利を計るに於ては本國なる英國は是に敷歩を讓らざるを得ざるのみならず米人は英人に特有なる保守の氣質を蟬脫して傍ら他の各國の人情風俗交々之と混同し百事事物の變遷を促すに至便あるより鐵道の事業に至りても爰に新規の工風と出せば其工案は即日よ行はれて舊日の式樣も一朝にして廢絶し進歩開發の速なる實に驚くべ允の次第なれば米國の鐵道は自然に新工風よ富む尙は其上に最初軌道を敷設するの時にありても未開拓の土地として其道路は英國の如く坦々たる者にあらざるが故に列車機關車の作りにも充分の工風を凝らし成る丈け激動を抑ゆうするを務めざる可らず要するに英國の鐵道は舊習に束縛せられ易く米國の鐵道は新機軸を現はすよ至便なるの趣怡も反對に出づるは分明なりと云ふべし

（未完）

官報

陸軍武官官等表中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿一年六月廿八日　內閣總理大臣伯爵黑田清隆
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第四十八號

陸軍武官官等表中軍醫部ヲ衛生部ニ改メ同部下士ノ區畫ニ陸軍一等調劑手陸軍二等調劑手陸軍三等調劑手ヲ加ヘ獸醫部下士ノ部ヲ刪除ス

陸海軍水路部官制ヲ廢シ水路部條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿一年六月廿六日　內閣總理大臣伯爵黑田清隆
海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第四十九號

水路部條例

第一條　水路部ハ水路ヲ測量シ兵要及一般ノ海圖ヲ調製シ水路誌ヲ編纂シ圖誌測器ノ配備其他航海ノ保安ニ關スル事項ヲ掌ル所トス〇第二條　水路部ニ測量科圖誌科測器科計算課ヲ置ク〇第三條　水路部ニ左ノ職員ヲ置ク「部長　大佐一人」「測量班長　少佐三人」「測器科長　大尉或ハ大技士一人」「圖誌科長　大尉二人」「測量士　尉官或ハ技士九人」「測量助手　上等技工若干人」「計算課長　屬一人」「製圖手　技手若干人〇第四條　部長ハ海軍參謀本部長ニ隷シ部事ヲ整理シ其責ニ任ス〇第五條　部長ハ其名ヲ以テ水路告示ヲ發シ及外國海軍水路部ト直接通信スルコトヲ得〇第六條　測量科長ハ左ノ事項ヲ掌ル「一　各班ヲ部署シ測量敎令ヲ下タス事」二　各班測量原圖ノ精査及保管ニ關スル事項」四　測量經費豫算ニ關スル事項」五　測量ニ係ル報告統計整理ニ關スル事項〇第七條　測量科長ハ須要ナル方面ノ測量ニハ班長以下ヲ指揮シテ之ニ從事ス〇第八條　測量班長ハ各班ニ長トシテ一方面ノ測量事業ヲ主幹シ測量原圖ヲ調整シ其水路記事及報告書ノ記述ニ從事ス〇第九條　測量士ハ各班ニ分屬シテ其業ニ服ス〇第十條　測量士ハ時宜ニ依リ一方面ノ測量ニ主幹タラシムルコトアル可シ〇第十一條　測量助手ハ各班ニ分屬シ班長ノ命ヲ承ケテ測量士ヲ助ク〇第十二條　圖誌科長ハ左ノ事項ヲ掌ル「一　測量原圖及ハ外國ノ海圖ニ依リ海圖及航海ニ必要ナル圖類ヲ調製刊行スル事」二　水路誌編纂及ハ編輯シテ刊行スル事」三　水路告示ヲ起案スル事」四　內外諸圖書ヲ調査シ及圖誌ヲ增補又ハ改正スル事」五　圖誌ノ購買準備及搬下ニ關スル事項」六　圖誌ヲ各鎭守府ニ配賦シ及新舊圖誌ヲ交換スル事」七　外國ト圖誌ヲ交換スル事」八　圖誌ヲ保管スル事」九　圖誌ノ經費豫算ニ關スル事項〇第十三條　圖誌科儲ハ科長ノ命ヲ受ケ圖誌ニ關スル事業ヲ分掌ス〇第十四條　製圖手ハ科儲ニ屬シテ其業ニ服ス〇第十五條　測器科長ハ左ノ事項「一」二　測器ヲ修繕スル事」三　測器ヲ檢査スル事項」六　測量ニ係ル報告統計整理ニ關スル事項〇第十六條　收入金ノ豫算ニ關スル事項」二　收入金ノ出納ニ關スル事項」三　物品ノ保管ニ關スル事項」四　職員ノ外屬員ノ任免ニ關スル事項」五

〇大藏省訓令ヲ以テ各廳ニ於テ國庫金ヲ常省ヘ請求シ國庫金出納所ヲ捺スヘシ

〇東京府達第

明治廿一年

〇東京府令第

明治十四年（四

人三名ヲ一名

明治廿一年

〇東京府令第

明治二十一年

ニ左ノ一項ヲ

明治廿一年

前項ノ場合ニ

レ僅キ受授ノ

ヲ捺スヘシ

〇東京府達第

明治廿一年

〇大隊區司令

設各大隊區司

軍省）

廳名

仙臺大隊區司令
福島大隊區司令
新潟田大隊區司
柏崎大隊區司令
青森大隊區司令
盛岡大隊區司令
秋田大隊區司令
山形大隊區司令

地役人撰擧方

特撰ス

明治廿一年

〇新內閣組織

スタ氏の內閣は

依リ新內閣は

て更に組織せ

ミショヒ氏なり

前九時到着せ

〇普魯西公子

季弟ハイン

ードウヰグ第

との結婚式は

ッテンブルグ

帝は病氣稍や

トリヤ皇后及

國皇太子希臘

スマーク、モ

し始め式場の

だ多かりしが

にありしもの

〇故大谷金次

る大谷金次郎

たる人にて常